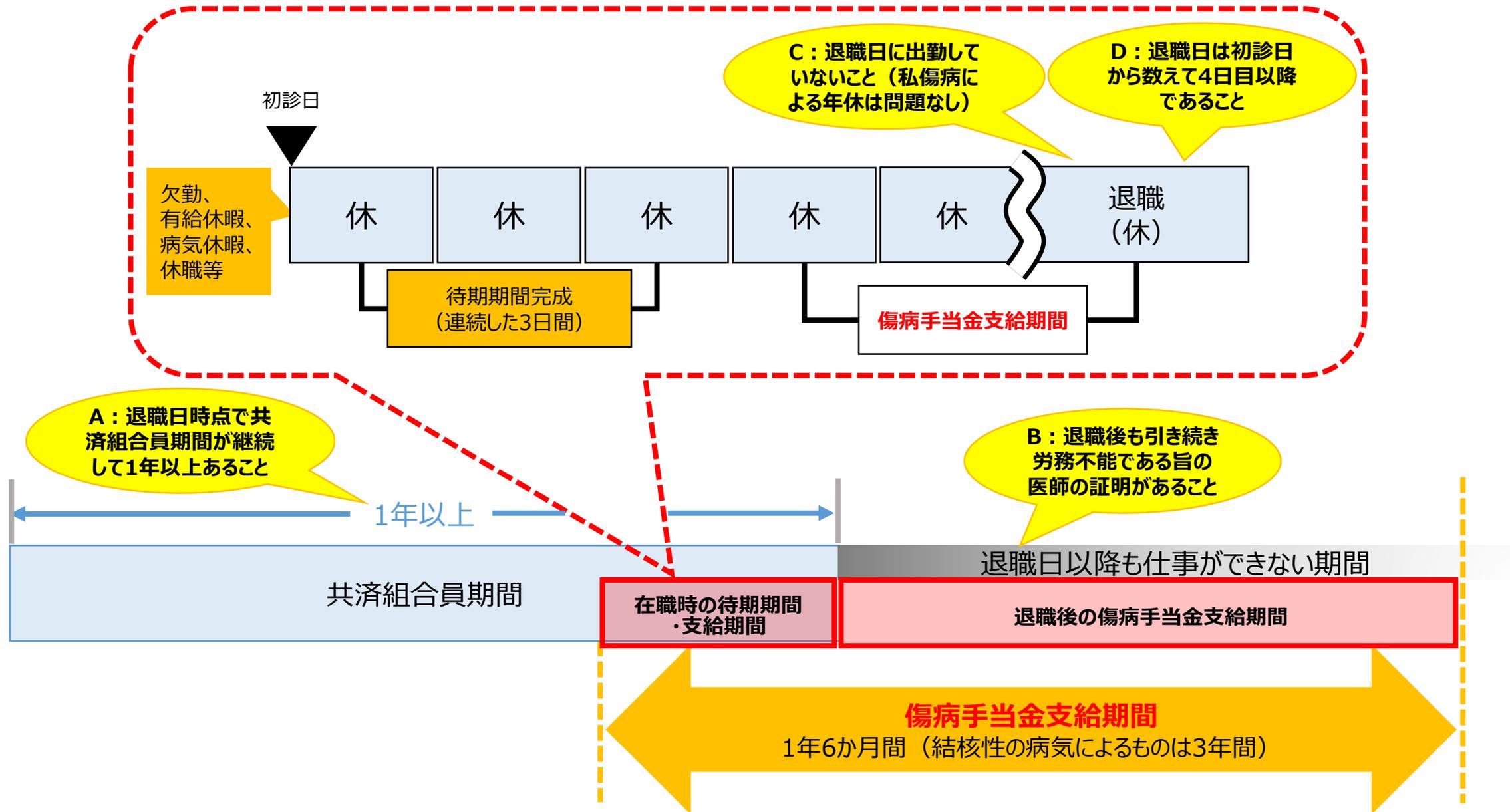


【支給期間の考え方（退職後）】

1. 傷病手当金を受給中でそのまま退職する場合

A~Dの条件をすべて満たせば、退職後に、法定給付期間1年6月の内、まだ受給していない残りの期間分を受給することができます。



【支給期間の考え方（退職後）】

2. 待期期間は在職中に完成するも、報酬等との調整の影響により、傷病手当金の支給が開始されていない場合

A~Dの条件をすべて満たせば、退職後に、法定給付期間1年6か月分を受給することができます。
なお、支給開始日は資格喪失日となります。

